

新型コロナウイルス感染拡大にともなう 減免・猶予措置の主な内容と相談窓口

減 額 ・ 免 除	<h2>国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の減免</h2> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した世帯などの国民健康保険税・後期高齢者医療保険料を減免することができます。</p> <p>対象者 ①新型コロナウイルスの感染により世帯主が死亡または重篤な傷病を負った世帯 ②世帯主の収入が前年の3割以上の減少などが見込まれる世帯</p> <p>減免額 ①の場合：全額を免除 ②の場合：世帯主の前年の合計所得金額に応じた割合を減額</p> <p>※後期高齢者医療保険料における「世帯主」とは「主たる生計維持者」を指します。</p> <p>減免対象 令和2年2月1日～令和3年3月31日に納期限が設定されている保険税(料)</p> <p>申請方法 電話請求、または町ホームページから入手した申請書に必要事項を記入し、令和3年3月31日までに健康保険課へ提出してください。感染拡大防止のため郵送申請にご協力ください。</p>	<p>問合せ 健康保険課 ☎029-288-3111 (内線142・144) 📧http://www.town.shirosato.lg.jp/</p> <p>※申請される方は、事前にお問い合わせください。</p>
	<h2>介護保険料の減免</h2> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入の減少が見込まれる場合、減少した収入額に応じて、第1号被保険者の保険料を減免することができます。</p> <p>対象者 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入が減少した世帯の第1号被保険者(65歳以上の方)</p> <p>減免対象 令和2年2月1日～令和3年3月31日に納期限が設定されている保険料</p> <p>申請方法 電話請求、または町ホームページから入手した申請書に必要事項を記入し、令和3年3月31日までに長寿応援課へ提出してください。</p>	<p>問合せ 長寿応援課 ☎029-288-3111 (内線153) 📧http://www.town.shirosato.lg.jp/</p>
	<h2>国民年金保険料の免除</h2> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、令和2年中の所得額が国民年金保険料免除基準相当になることが見込まれる方は、国民年金保険料免除制度が利用できます。</p> <p>免除対象 令和2年2月分以降の国民年金保険料</p> <p>申請方法 電話請求、または日本年金機構ホームページから入手した申請書に必要事項を記入し、健康保険課まで提出してください。</p>	<p>問合せ 健康保険課 ☎029-288-3111 (内線143) 📧https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/menjo/0430.html</p>
猶 予	<h2>町税等の徴収猶予</h2> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、町税等の徴収猶予を受けることができます。</p> <p>対象となる税目 納期限が令和3年1月31日までに到来する、町・県民税、法人町民税、固定資産税、国民健康保険税など</p> <p>猶予期間 各納期限の翌日から1年間 申請期限 各納期限まで</p>	<p>問合せ 税務課 ☎029-288-3111 (内線125・126)</p>
	<h2>上下水道料金の支払い猶予</h2> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、料金の支払いが困難な方は、上下水道料金の支払い猶予を受けることができます。</p> <p>対象となる上下水道料金 令和2年4月請求分～9月請求分まで</p> <p>申請方法 所定の書類の提出が必要です。窓口で手続きをしてください(要印鑑)。</p> <p>猶予分の納付について 10月請求分と併せて、猶予分を一括で請求します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納入通知書:11月2日までに納付してください。 ・口座振替:11月2日が口座振替日になります。 <p>申請期限 令和2年9月30日まで</p>	<p>問合せ 城里町上下水道お客様センター 【固定電話専用】 ☎0120-463-108 【携帯電話等】 ☎029-255-7501</p>
	<h2>町営住宅使用料の徴収猶予</h2> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、使用料の支払いが困難な方は、町営住宅使用料の支払い猶予を受けることができます。</p> <p>猶予期間 令和2年9月30日まで</p> <p>申請方法 申請書の提出が必要です。詳細は、都市建設課までお問い合わせください。</p>	<p>問合せ 都市建設課 ☎029-288-3111 (内線279)</p>